

# 一般質問

2月定例会では3名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにたずねるもので、下の表のとおり質問を行いました。ここではその一部を掲載しました。

※本紙では、今議会で行われた質疑応答を、広報委員会が抜粋し、事項別に整理し掲載しています。個々の議員の発言等、詳しくは5月中旬発行予定の本会議録を図書館やインターネットでご覧ください。インターネットを利用する場合は「かまくら GreenNet」から鎌倉市議会ホームページを開き、会議録検索システムをクリックしてください。

小田嶋敏浩	「大船観音前マンション計画について」
千	「災害時の要介護者の対策について」「災害時に声を出せない方に対する居所を知らせるための用具について」「ひとり暮らしの、障害がある方に対する緊急時の安心・安全なまちづくりについて」「鉄道事業者と鎌倉市とのパリアフリーに関する協力関係について」「自立支援法のその後について」「鎌倉中央図書館の安全で誰でも使えるエレベーターの設置について」「大船駅東口のエレベーター設置について」「電線類の地中化は危険な道から」「療護施設を鎌倉にも」「社会福祉協議会のヘルパー部門について」「社会福祉協議会の土・日の対応について」
原 桂	「行財政改革について」「教育諸問題について」

## 行財政改革の進捗状況を問う

本市では、平成十八年四月に「鎌倉行政経営戦略プラン」を策定し、経営の視点に立った行政運営をめざしています。今定例会では、このプランの基本方針の一つ「健全な財政基盤を確立して変化に対応できる行政経営」に関して質問が行われました。

【補助金の見直し】  
質問：以前補助金をゼロペーから見直すと言われていたが、その後の進捗状況を教えてほしい。  
部長：補助金のゼロからの見直しについては、他市の事例を参考にしながら有効性や実施方法について調査

検討を進めている。できるだけ早く結論を出していきたい。  
質問：一度白紙の状態に戻してからきちんと精査してほしい。  
部長：以前要望した補助金の領収書添付については実施されたか。  
部長：一律に領収書添付を義務付けるのは難しい面があると考えている。しかし公金の支出は執行の適正の検証が不可欠であり、一定の補助事業について領収書の義務付けを事務方針に位置づけ、十九年度から対応していきたい。

【職員数の適正化】  
質問：平成十七年度から二十二年度までの六年間で約百五十人の職員数削減が見込まれている。算定の根拠を教えてください。  
またそもそも適正化計画の適正とは何か。  
部長：適正な職員数とは、市民ニーズに最少の経費で最大の効果を上げるという考え方に基づいた必要な人数だと考える。目標の職員数は他市との比較や各部門とのヒアリングを経て精査したものだ。  
【給与の見直し】  
質問：技術吏員給料の初任給一号加給は廃止された。しかし、在職者については廃止についての合意に向け職員団体と交渉していくと以前答弁された。その後はどうなったか。  
部長：長年かかったが、このたび合意に至った。  
質問：見直しの時期はいつか。  
市長：平成二十年一月一日から実施する条例案を今定例会に上程したい。

質問：技能労務職員についても、以前に見直すとの答弁があったが、どうなっているか。  
部長：給料表を平均一万二千百円下げたものに改めることで職員団体と合意に達したところである。  
質問：当初見込んでいた額より少ないがどうか。  
部長：市と職員団体と何度も交渉し長年の課題に対し合意に至ったことについては評価をしたいと考えている。平成十九年四月一日から実施する条例案を今定例会に上程したい。

## 可決した決議

議会は2月7日の本会議において、多数の賛成により、次の2件の決議を可決しました。

### 岡本二丁目マンション計画に関する石渡市長の一連の態度に対する猛省を求めることに関する決議

平成19年1月15日に開催された議会全員協議会において、石渡市長は、岡本二丁目マンション計画に関する県の開発審査会の裁決の結果に基づき謝罪し、当該計画に係る申請を不許可処分とすることと、みずからの責任のとり方として減給処分を行い、また、今後の安全対策や市民との対話等を表明した。

ここに至るまでの間、市長は本件に関する複数の議会決議を重く受けとめるとしながらも、ことごとくこれを無視し強行に開発手続を進め、その結果として前代未聞の二度にわたる開発許可取り消しということになったのである。これは鎌倉市政においてかつてない大きな汚点であり、市民の信頼を著しく損ねた不名誉な出来事とも言え、このような状況を招いた市長の責任は極めて重いと言わざるを得ない。その失政の大きさを省みれば市長は直ちにみずから職を辞すべきである。

しかし、一方では今回の事件に対する原因究明・再発防止・安全確保、市民との対話の継続、市道053-101号線の区域変更をして市所有の土地260-2の土地を組み入れた行為を含む今後の原状回復方針など、取り組むべき緊急かつ重要な課題も山積しており、市長として今後これらの課題解決に向け積極的に行動することがまず必要である。

よって、本市議会としては、岡本二丁目マンション計画に関するこれまでの市長の一連の態度に対する猛省と今後における良識と責任ある行動をここに強く求めるものである。

以上、決議する。

平成19年2月7日

鎌倉市議会

### 岡本二丁目260-2番地の土地の市道053-101号線への区域変更による編入行為は認められないことを確認することに関する決議

このたび、平成19年1月5日付で神奈川県開発審査会により、一昨年3月に許可処分を行った鎌倉市岡本二丁目78番1ほか3筆の土地における開発行為について、行政不服審査法の解釈を誤った違法な手続により処分を行ったという理由で、再び開発許可取り消しとなった。処分庁である鎌倉市長が、二度にわたって法を犯すことなど断じてあってはならない行為であり、市長の責任が重大であることは、この問題で市議会が二度にわたる問責決議を可決した経過からも明らかである。

このことに関連し、鎌倉市長は昨年11月29日付で、岡本二丁目260-2番地の土地について、市道053-101号線の区域変更による編入行為を行っている。この行為は、岡本二丁目78番1ほか3筆の土地における開発を前提とした区域変更であることから、岡本二丁目78番1ほか3筆の土地における開発許可処分が取り消しとなった現在、その目的は失われたものであると言わざるを得ない。

そもそも、道路法に基づく道路構造令によれば、「歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない」とされており、道路構造上の観点から見ても、岡本二丁目260-2番地の土地の市道053-101号線への区域変更による編入行為は、法的に疑問があると言わざるを得ない。

よって、鎌倉市議会は、処分庁である石渡市長に対し、岡本二丁目260-2番地の土地の市道053-101号線への区域変更による編入行為を改め、区域変更をもとに戻すよう求める立場から、岡本二丁目260-2番地の土地の市道053-101号線への区域変更による編入行為は認められないことを確認する。

以上、決議する。

平成19年2月7日

鎌倉市議会

## 平成十八年度補正予算 一般会計補正予算に対し、附帯決議を行う

### ◆一般会計

補正の内容は歳入歳出いずれも四億六千九百六十万円を追加するもので、補正後の総額は五百五十一億四千二百六十万円となります。  
その内容は、職員給与費、財産管理一般の経費、施設保育の経費、道路管理の経費、道路維持の経費などを追加し、心身障害者福祉の経費、高齢者福祉の経費、生活保護扶助の経費、保健の経費、健康診査の経費、公園の経費などを減額するものです。

### ◆特別会計

五特別会計の補正予算案を総員の賛成により可決しました。各事業の特別会計の補正額は次のとおりです。

◆下水道事業	八十八億六千四百七十万円	【補正後の総額】	九十九億四千九百六十万円	
◆大船駅東口市街地再開発事業	【補正額（減額補正）】	六億四千二百五十万円	【補正後の総額】	九十九億四千九百六十万円
◆老人保健医療事業	【補正額（減額補正）】	九億九千二百五十万円	【補正後の総額】	九十九億四千九百六十万円
◆国民健康保険事業	【補正額（減額補正）】	九億九千二百五十万円	【補正後の総額】	九十九億四千九百六十万円
◆介護保険事業	【補正額（追加補正）】	二億四千七百八十万円	【補正後の総額】	九十九億四千九百六十万円
◆保護施設	【補正額（追加補正）】	二億四千七百八十万円	【補正後の総額】	九十九億四千九百六十万円
◆老人保健医療事業	【補正額（減額補正）】	九億九千二百五十万円	【補正後の総額】	九十九億四千九百六十万円
◆国民健康保険事業	【補正額（減額補正）】	九億九千二百五十万円	【補正後の総額】	九十九億四千九百六十万円
◆介護保険事業	【補正額（追加補正）】	二億四千七百八十万円	【補正後の総額】	九十九億四千九百六十万円
◆保護施設	【補正額（追加補正）】	二億四千七百八十万円	【補正後の総額】	九十九億四千九百六十万円

### 平成18年度鎌倉市一般会計補正予算(第4号)の執行に関する附帯決議

岡本二丁目マンション計画は、平成17年3月14日付、鎌倉市指令開指第7-42号をもって鎌倉市は事業者に対し、許可処分を行った。そして同年12月9日付神奈川県開発審査会により、開発許可の許可取り消し裁決が出されるまでの間、市有地260-2にあった石積み擁壁並びに市道053-101号線にあった階段等公共構造物は違法な許可のもとに、取り壊されてしまった。

議会は、平成17年12月22日「市有地岡本二丁目260-2番地及び市道053-101号線の原状回復と適切な管理を求めることに関する決議」を行い、改変された市有地と市道の原状回復の措置を速やかに講じ、適切な維持管理に努めることを求めたところである。

市長は、このたび平成18年度鎌倉市一般会計補正予算案に一部の原状回復に係る予算を2,000万円計上し、本年10月31日までに竣工する旨の説明を行った。また、この予算計上は、通行の確保と安全対策を早期に図る必要があり、工事着手までに事業者に対し適切な費用負担を求めるなどの協議・調整を行うことも明らかになった。

市民の安全確保の見地からやむを得ない予算計上であるとはいえ、そもそも違法な開発許可に伴う不測の支出であることは言うまでもない。

よって、市長、事業者など関係者の責任の所在を明らかにし、その結果に基づく応分の責任負担を行うなど、市道053-101号線の原状回復予算の支出が違法もしくは不当な公金の支出とならないよう求めるものである。

以上、決議する。

平成19年2月22日

鎌倉市議会